

大田原市スマート農業技術導入支援事業の概要

【スマート農業機械導入支援事業】

■目的

農業の担い手の減少と高齢化が進む中、スマート農業技術を導入することにより、農作業の効率化及び省力化、農業経営の合理化による生産性及び収益性の向上を図る。

■補助対象

- ・市内に在住する農業者又は所在する農業を営む法人
- ・大田原市地域計画の目標地図に位置付けられた者
- ・市税等に滞納がない者（個人の場合はその世帯員、法人の場合はその代表者を含む）

■対象事業・経費

スマート農業技術を活用する次の農業機械の導入に要する経費

- ①自動操舵システム ②農業用ドローン ③リモコン草刈機

※令和9年2月末までに事業完了（納品・支払いの完了）するものが対象

※購入金額が1品80万円以上（消費税を除く）の未使用品に限る

※国又は県の補助金の交付を受けている場合は対象外

■補助率

2分の1以内（上限50万円）

※申請は1人又は1法人につき1会計年度当たり1回

■事業の流れ

